

森林環境譲与税の使途について

平成 31 年 4 月 1 日より森林環境税および森林環境譲与税に関する法律が施行され、平成 31 年度から都道府県および市町村に森林環境譲与税の譲与が開始されました。

森林環境譲与税は法令により使途が定められており、都道府県および市町村は森林環境譲与税の使途を公表しなければならないとされています。

令和 5 年度の森林環境譲与税に関する決算額は以下のとおりです。

【歳入】森林環境譲与税	1 2 4 千円
【歳出】基金積立	1 2 4 千円

(単位：千円)

事業名	事業費	事業内容
基金積立	1 2 4	間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に要する経費の財源